

長野原町立北軽井沢小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**たとえけんかやふざけ合いであっても**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 北軽井沢小学校いじめ防止基本方針の目的

北軽井沢小学校いじめ防止基本方針は、国の基本方針、県の基本方針を受け、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すことを目的とする。

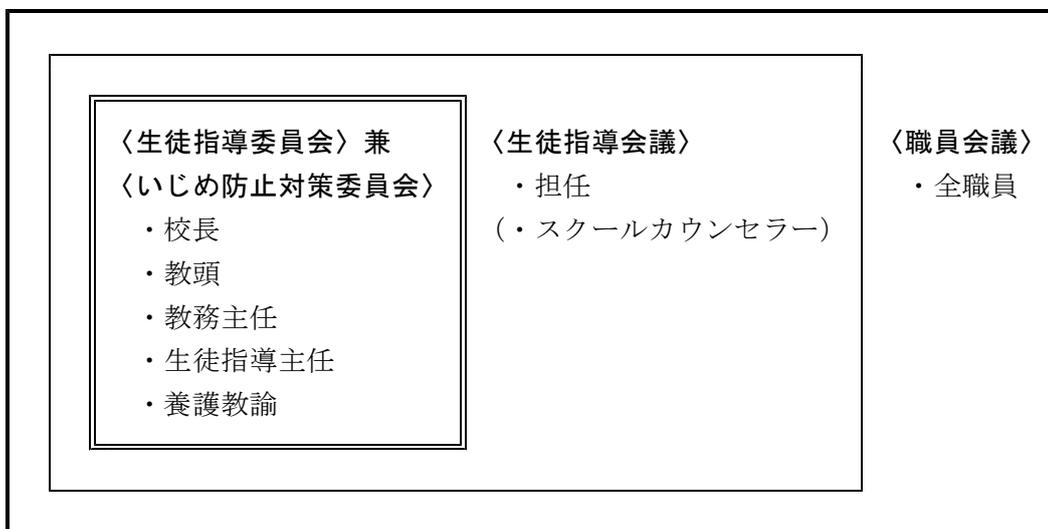
(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ① いじめ防止等の対策により、校内の全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ② いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、地域、家庭、その他の関係者（**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等**）の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

法第22条に基づき、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。



(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

(3) 年間計画

月	取 組 内 容
4	・いじめ防止対策委員会① ・1年生を迎える会
5	・生徒指導会議① ・いじめ防止対策委員会② ・ハイパーQ-Uテスト① ・生活習慣チェックリスト ・メディアコントロール大作戦
6	・いじめ防止強化月間・吾妻郡いじめ防止フォーラム・いじめ防止対策委員会③
7	・学校評議員会① ・生活チェックカード①
8	
9	
10	・あったかハート集会① ・メディアコントロール大作戦
11	・あったかハート集会② ・ハイパーQ-Uテスト②
12	・いじめ防止月間（人権集中学習） ・人権標語 ・人権集会 ・生活チェックカード②
1	・生徒指導会議②
2	・町いじめ防止子ども会議 ・学校評議員会② ・いじめ防止対策委員会④ ・新入生説明会 ・メディアコントロール大作戦
3	・6年生を送る会

※「友達アンケート」を毎月実施

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止の取組

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行なう。特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 道徳教育及び体験活動の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、縦割りの団活動等を通し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

② 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子供たちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

③ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

④ 学習指導の充実

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、一人一人の子供ができる喜び・わかる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、学校評議員の制度を活用するなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(2) いじめ早期発見の取組

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感を持っていじめを認知

するよう努める。

- ② 毎月友達アンケートを実施、また、日常の観察による声かけを実施し、個別の状況把握に努める。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、連絡帳や日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、家庭訪問の機会を活用したりする。

(3) いじめ事案に対する措置

① 素早い事実確認と報告・連絡・相談

ア 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。

イ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡（**法第23条第1項**）し、以後の見守りに生かす。

ウ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。

エ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 発見・通報を受けての組織的な対応

ア 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

③ 被害者への対応及びその保護者への支援

ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

④ 加害児童及びその保護者への対応

ア 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

イ しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

エ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に長野原町教育委員会と協議をする。

⑤ 集団へのはたらきかけ

ア 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(4) 教職員の研修

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

(5) 家庭・地域・関係機関との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会への報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 対処・調査・報告

- いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。
- さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への情報提供及び調査結果の報告

- いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

5 その他

- 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。